○那須塩原市総合計画審議会条例

平成17年７月１日条例第231号

改正

平成23年12月22日条例第16号

那須塩原市総合計画審議会条例

（設置）

第１条　那須塩原市が策定する市政全般にわたる総合的な計画について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、那須塩原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を調査審議し答申する。

（１）　総合的かつ計画的な行政の運営を図るための市の基本構想（以下「基本構想」という。）

（２）　基本構想に基づく基本計画

（３）　前２号に定めるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　審議会は、委員30人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　関係団体の推薦する者

（２）　学識経験を有する者

（３）　公募による市民

（４）　その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から市長の諮問事項に係る調査審議が終了する日までとする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）

第７条　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（専門部会）

第８条　会長は、審議会の所掌事務に関する専門的事項を審議させるため、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

２　部会は、会長が指名する委員をもって構成し、部会長は、部会委員の互選により定める。

３　部会長は、部会の事務を掌理する。

４　部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

５　第６条の規定は、部会の会議について準用する。

（庶務）

第９条　審議会の庶務は、企画部企画担当課において処理する。

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年那須塩原市条例第44号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成23年12月22日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。